

令和 3 年第 1 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 3 年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 13
3	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 13
4	さくら市手数料条例の一部改正について	P 14
5	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 14
6	さくら市介護保険条例の一部改正について	P 14
7	さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	P 15
8	さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	P 15
9	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 15
10	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 16
11	令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 13 号）	P 16
12	令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 17
13	令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	P 18
14	令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	P 19
15	令和 2 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	P 20
16	令和 3 年度さくら市一般会計予算	P 20
17	令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 24
18	令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 24
19	令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 25

番号	項 目 名	ページ
20	令和3年度さくら市介護保険特別会計予算	P 25
21	令和3年度さくら市水道事業会計予算	P 26
22	令和3年度さくら市下水道事業会計予算	P 27
23	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 28
24	鍛冶ヶ澤辺地、上河戸辺地及び南和田辺地に係る総合整備計画の策定について	P 28
25	松島辺地、下河戸北辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の変更について	P 29
26	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 29
27	人権擁護委員候補者の推薦について	P 29
28	議案説明資料 参照法令等	P 31
29	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 33
30	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
31	さくら市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 35
32	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
33	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
34	さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 40
35	さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 42
36	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 44
37	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 45

令和3年第1回さくら市議会定例会の開会にあたり、本定例会における諸議案の説明に先立ち、令和3年度の市政経営に関する基本的な考えを申し述べさせていただきます。

冒頭、令和3年度が新型コロナウイルスを乗り越えて、東京オリンピック・パラリンピック、~~本市では国内初となるフットゴルフワールドカップ~~が開催される1年となります様、強く念願致します。終息後はあらゆる活動が再開される「再起動」の時を迎えることとなりますが、その際にはデジタル化の進展による新たな方式を取入れる等、いわばバージョンアップした再起動を行い、勢いを増して誰もが安全に安心してさくら市での「暮らしを楽しめる」まちづくりに取り組みたいと決意しております。

新型コロナウイルスを乗り越えるため、当該感染症対策として、かつてない規模のワクチン接種が市民に対して行われます。塩谷広域行政組合によるPCR検査や県内国内に先駆けてインフルエンザ予防接種の重要性を示唆してリードくださり、根本的対策であるこの度のワクチン接種にあたりましても甚大な役割を担っていただくことになる地元医師団や医療機関に深謝致します。同時に、この難局に対峙し続けていただいている全て

の医療、福祉従事者の方々に対しまして市民を代表して感謝申し上げます次第であります。

さて、コロナ禍は、本市においても子供たちの学びや保護者の生活、仕事と暮らしに大きな影響を及ぼしております。地域経済においては、現在、中小企業等に対する新型コロナウイルス感染症対策特別資金の貸付額が 22 億円を超えました。

令和 3 年度の市税収入では、令和 2 年度当初予算に比べて約 4 億円が減少することを想定しており、それによる本市の財政上の影響はリーマンショック時よりも大きな影響を覚悟しなければならないと考えております。感染拡大による影響が長引けば更に状況が深刻となります。

こうした財政状況下において、これまでにない厳しい市政経営となりますが、極力、市民サービスを低下させることのないよう、本市が目指す将来像「暮らしが楽しめる健康・里山・桜の小都市」の実現に向けて、第 2 次総合計画・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略等に掲げる諸施策を進化プランによって強めながら、質実主義のもとあらゆる手法を駆使して推進してまいります。

それでは、令和3年度に取り組んでまいります重点事項について、先に議員各位に御説明申し上げました、「市政経営基本方針」に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症等への対応」でございます。

対新型コロナウイルスのワクチン接種が、本年2月から先行して医療従事者を対象に開始いたします。このかつてないワクチン接種の実施体制には膨大な事務作業と多方面との調整が必要となり、時間的猶予もないことから、先んじて庁内に健康増進課を中心としたプロジェクトチーム「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を編成いたしました。

ワクチン接種においては塩谷郡市医師会、さくら市医師団のご協力をいただきながら国・県と連携して確実且つ的確な接種が行えるよう進めてまいります。

そのほか、感染症予防と蔓延防止対策を図りながら「新しい生活様式」を徹底し、「市民の健康」、「子供たちの学び」、「仕事と暮らし」を守るための施策に取り組めます。

「新しい生活」の取組みとして、市役所の窓口において申請書記入の手間の削減や手続きを迷わず簡単にできる新たな窓口

システムを導入致します。さらに、押印廃止など市民サービスを向上させます。

二つ目、「防災・減災」への対応でございます。

強くしなやかな市民生活の実現を図るため「さくら市国土強靱化地域計画」に基づき、防災・減災及び強靱化を実現するという観点を最重要なものとして、市民の生命、身体及び財産を守るため土砂災害、浸水対策など治山・治水を国・県と連携しながら取り組んでまいります。具体的な取組みとしては、豪雨等の対策として県に要望してきた荒川堤防の強靱化が事業着手されることになりました。

また、学校施設長寿命化改良事業として学校施設環境改善交付金を活用する押上小学校大規模改造については、本定例会において補正予算を計上いたし、令和3年度に予算を繰越した上で工事を実施いたします。

さらに、災害への備えについては、現実的に想定される危難に迅速かつ的確に即応できるよう「防災・避難対策等検証会議」での結果や「さくら市地域防災計画」を基に、各地域の自主防災組織や消防団、市役所と関係機関との連携を強化し、災害時

に一人の市民も逃げ遅れることのない、防災、減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

三つ目、「暮らしを支える強固な経済基盤づくり」でございます。

農産物や商店の売上向上が市の重要施策だとの理解が進み効果が出始めております。引き続きコロナ禍に対応し、農産物や商店街の売上向上を図るため、農産物直売所の売上を伸ばす取組や商店街の景観・ホスピタリティ向上事業に取り組めます。また、農業生産基盤の強化のため道整備交付金等を活用し農道整備を実施いたします。

地元企業に対しては、新型コロナウイルス感染症対策を含め「仕事と暮らし」を守るための支援を行います。

さらに、引き続き企業誘致の促進を図るとともに、長年の重要課題であった新たな産業団地を目指した取組を進めてまいります。

四つ目、「機能的で住みやすい安全な都市機能」でございます。

氏家駅前や道の駅の魅力向上のために、実際に商店等を利用する市民や市街地の周遊に訪れる方々が気軽に休憩をとること

ができるとともに、地域交流の場にも活用できる滞留空間整備に引き続き取り組めます。

桜への樹種転換が進むお丸山では、引き続き民間による活用を検討し再生方針を定めます。勝山公園についても桜の見本園とする事業を進め、鬼怒川桜つつみと連なる一体的な桜の名所となるような取組みを進めます。

都市計画道路を含む駅周辺等の魅力向上を図るため、「氏家駅東地区魅力向上まちづくり基本計画」を策定いたします。

また、市民生活を支える道路ネットワークの整備については、引き続き国の交付金を活用し、交通事故が多発していたさくらロードとグリーンラインとの交差点改良の完成を目指し、通学路の安全確保と観光拠点へのアクセス向上を図ります。そのほか、有利な起債を活用し市道、その他の生活道路の整備に努めます。さらには、かねてから要望の声が多かったデマンド交通コンタ号の増便を行い、待ち時間の短縮など利便性の向上を図ります。

五つ目、「文化薫る心豊かな人材の育成」でございます。

コロナ禍の中にあっても、明確に学力が上昇している子供たちの学びを守るため、ICTなど学びの環境を更に充実してま

まいります。先んじて取組んでまいりましたタブレット配備につきましては、昨年、全校のネットワーク環境整備が終了しました。令和2年度中には児童生徒一人一台のタブレット配備が完了し、令和3年度から本格的活用がスタートしますので、これまで蓄積したノウハウを存分に活かして取組んでまいります。また、全普通教室に大型提示装置を導入します。

すでに5年前に開始しています電子図書館については、小中学校のタブレットでの図書活用についても取組んでまいります。

新たな給食センター整備については、具体的に整備に向けた手続きに着手いたします。体育施設については、県内でも珍しいフットサル兼用テニスコートと壁打ち施設が完成いたします。歴史は本市の誇るべき資源です。鎌倉時代からの源氏の流れを汲む足利氏の系譜をかんがみ、その顕彰を通じて対外的に発信するとともに、市民に対しても周知に努めてまいります。

六つ目、「福祉の充実と安心の社会保障」でございます。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる地域共生社会づくりのため、地域包括ケアシステムの継続的取組みとともに、新たに“断らない相談支援”により、隙間の無い体制づくりを進めてまいります。

また、市民が「自らの健康を自らの手で」という自覚を高め楽しみながら健康づくりに取組める健康マイル制度を始動します。

「待機児童ゼロ」を継続するための取組みを進めるとともに、今年度前倒しして設置した“子ども家庭総合支援拠点”と“子育て世代包括支援センター”を連携した子育て支援の充実を図ります。

以上、令和3年度の市政経営基本方針について申し上げました。まずは新型コロナを乗り越えるために各方面と連携して全庁を挙げて取組み、これまでに申し述べました様々な政策施策実行を通じて、あらゆる世代の皆様が生涯にわたり健康でさくら市での「暮らしを楽しめる」まちづくりを進めていく決意でございます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭の所信といたします。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 9 件、予算 12 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、印鑑登録証明書から性別の記載を削除し、及び印鑑登録証明書等自動交付機を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、市医の報酬について日額 29,000 円と設定されているところ、新型コロナウイルスワクチン接種業務においては日額 90,000 円、1 日に満たない場合は 45,000 円という報酬額の設定を行うべく、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市手数料条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険事業の健全で適正な運営を図るため、低所得者の軽減判定における基準額及び保険税の課税限度額を改正するものであります。

議案第 5 号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、介護保険法第 129 条第 3 項の規定に基づき、第 8 期高齢者総合保健福祉計画の計画期間である令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料を改定するため、所要の改正を行うも

のであります。

議案第 6 号は、さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件等を緩和するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、道路構造令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、新たに歩行者利便増進道路の基準が創設されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正について

であります。

本案は、さくら市営草川 G 住宅が用途廃止されたことから、
所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務
等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する消防団員の
費用弁償の額を増額するため、所要の改正を行うものでありま
す。

議案第 10 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第
13 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2 億 7,859 万 7 千円を追加
し、予算の総額を 246 億 4,671 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、公園施設長寿命化
対策支援事業 2,050 万円、学校施設環境改善交付金 1 億円を追
加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4 億 1,346 万 5 千円を

減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、基金積立事業費 1 億円、8 款土木費で、都市公園管理事業費 4,500 万円、10 款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業費 3 億 7,500 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、放課後児童健全育成事業ほか 20 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、氏家駅東西線橋梁修繕工事（市発注分）を廃止するものであります。

第 4 表地方債の補正は、都市公園施設更新事業債ほか 1 件を追加、庁舎非常用電源整備事業債ほか 10 件の限度額を変更するものであります。

議案第 11 号は、令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 3,128 万 5 千円を減額し、予算の総額を 3 億 9,145 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、2 款財産収入で、保留地処分収入 5,200 万円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 3,308 万 2 千円を追加、6 款市債で、上阿久津台地土地区画整理事業債 2,920 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1 款土地区画整理事業費で、上阿久津台地土地区画整理事業費 3,100 万円を減額し、計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、上阿久津台地土地区画整理事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表地方債の補正は、上阿久津台地土地区画整理事業費債の限度額を変更するものであります。

議案第 12 号は、令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 8,721 万 7 千円を追加し、予算の総額を 43 億 992 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、5 款県支出金で、保険給付費等交付金（特別交付金）536 万 5 千円、8 款繰入金で、財政調整基金繰入

金 1,713 万 1 千円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 2 億 578 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 5,204 万 2 千円、一般被保険者高額療養費 5,436 万 5 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 6,933 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3,505 万 1 千円を追加し、予算の総額を 33 億 4,044 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、3 款国庫支出金で、保険者機能強化推進交付金 223 万 4 千円、介護保険保険者努力支援交付金 781 万 7 千円、8 款繰入金で、介護給付費繰入金 1,925 万 1 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 352 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、2 款保険給付費で、施設介護サービス給付費 2,500 万円、5 款基金積立金で、介護給付費準備基金積立金 1,005 万 1

千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 2 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為の補正で、排水設備工事検査確認業務委託を追加するものであります。

議案第 15 号は、令和 3 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 3 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 183 億円に対しまして、2.6%増の 187 億 8 千万円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、コロナ禍における給与所得等の減少を考慮し、市税全体として前年度比 3 億 9,512 万 5 千円減の 63 億 1,201 万 5 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税、及び 3 款から 10 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、13 億 1,300

万円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、対前年度比 1,000 万円増の 23 億 3,100 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、28 億 5,776 万 6 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、13 億 4,760 万 9 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、1 億 3,903 万 1 千円で、主なものは、市有地売払収入であります。

19 款繰入金は、9 億 8,200 万円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、11 億 9,441 万 1 千円を計上いたしました。

22 款市債は、15 億 1,670 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する

経費として、1億7,229万9千円を計上いたしました。

2款総務費は、20億2,402万7千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などであり
ます。

3款民生費は、64億4,310万9千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、民間保育園事業費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などであり
ます。

4款衛生費は、14億5,883万7千円で、その主なものは、氏家上水道第二次拡張出資事業費、定期予防接種事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などであり
ます。

5款労働費は、15万円で、勤労者住宅資金融資事業費であり
ます。

6款農林水産業費は、5億4,947万8千円で、その主なものは、農道等整備補修事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などであり
ます。

7款商工費は、13億2,198万円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、商店街の景観・ホスピタリティ向上事

業費、温泉施設維持管理事業費などであります。

8 款土木費は、19 億 2,324 万 9 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、市道 U 1-1 0 号道路改良事業費、橋梁維持事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金などであります。

9 款消防費は、7 億 8,642 万 8 千円で、その主なものは、消防団運営事業費、消防施設整備事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などであります。

10 款教育費は、22 億 7,934 万 3 千円で、その主なものは、非常勤講師活用事業費、学校 ICT 管理事業費、幼稚園事業費、総合公園管理事業費などあります。

11 款災害復旧費では、300 万円を、12 款公債費では、17 億 9,810 万円を、13 款予備費では、2,000 万円をそれぞれ計上いたしました。

つぎに、第 2 表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 3 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、臨時財政対策債ほか 10 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 3 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 16 号は、令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地
地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 3 年度予算の総額は、3 億 457 万 1 千円と決めました。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、5,772 万円、3 款繰入金
で、一般会計からの繰入金 1 億 7,801 万 4 千円、6 款市債で、
2,880 万円を、歳出の主なものは、1 款土地地区画整理事業費で、
1 億 2,144 万 4 千円をそれぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債は、上阿久津台地土地地区画整理事業債の限度額、
起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第 17 号は、令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計予
算であります。

令和 3 年度予算の総額は、40 億 8,836 万 3 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、8 億 4,767 万 8
千円、5 款県支出金で、29 億 5,897 万 7 千円、8 款繰入金で、2

億 7,225 万 1 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、28 億 7,235 万 7 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、11 億 3,687 万 6 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 18 号は、令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 3 年度予算の総額は、4 億 5,961 万 1 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 5,245 万 9 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 9,827 万 6 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、4 億 4,238 万円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 19 号は、令和 3 年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和 3 年度予算の総額は、33 億 7,887 万 9 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款保険料で、7 億 3,520 万 5 千円、3 款国庫支出金で、7 億 7,949 万 9 千円、4 款支払基金交付金で、8

億 6,665 万 6 千円、8 款繰入金で、一般会計からの繰入金など 5 億 3,373 万 6 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、31 億 2,296 万 1 千円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、令和 3 年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 20 号は、令和 3 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款水道事業収益予定額を 8 億 7,853 万円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 8 億 3,220 万 5 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 4 億 2,303 万円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 3,394 万 8 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、上水道拡張事業工事費及び未普及地域解消事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び

償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 3 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 21 号は、令和 3 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 10 億 7,817 万 2 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 2,202 万 6 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 4 億 8,554 万 8 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 4,374 万 7 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 3 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 22 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の^{もりしまひとし}森島 仁氏が令和 3 年 5 月 23 日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 23 号は、^{かじ が さわへん ち}鍛冶ヶ澤辺地、^{かみこう と へん ち}上河戸辺地及び^{みなみ わ だ へん ち}南和田辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、市道・農道整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 24 号は、^{まつしまへん ち}松島辺地、^{しもこう と きたへん ち}下河戸北辺地及び^{ほ ずみへん ち}穂積辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道整備、消防施設の整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画の変更を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本件は、現委員の^{こ ぼりよしあき}小堀義明氏が令和 3 年 6 月 30 日をもって任

期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 5 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総

合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ **人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）**

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ **地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）**

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

改 正 案	現 行
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <hr/> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項について電子計算機器 (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。) により出力し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 男女の別</u></p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、別に規則に定めるところにより印鑑登録証明書の自動交付を受けるための暗証番号を登録している印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、自動交付機に暗証番号その他必要事項等を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>4 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第 5 条第 2 項第 3 号から第 8 号までに掲げる事項について電子計算機器 (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。) により出力し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。</p> <p>5 略</p>

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するために必要な予防接種を行った場合の市医の報酬の特例)</u></p> <p>5 <u>予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種を行った場合の市医の報酬については、別表市医の項中「日額 29,000 円」とあるのは、「日額 90,000 円 (当該執務が 1 日に満たない場合にあつては、45,000 円)」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

さくら市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市手数料条例 (平成 17 年さくら市条例第 67 号)

(1/1)

改 正 案					現 行				
別表 (第 2 条関係)					別表 (第 2 条関係)				
種類	単位	金額	徴収の 時期	備考	種類	単位	金額	徴収の 時期	備考
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(58) 行政手 続における 特定の個人 を識別する ための番号 の利用等に 関する法律 (平成 25 年 法律第 27 号) に基づく個 人番号カー ドの再交付 手数料	略	略	略	略	(58) 行政手 続における 特定の個人 を識別する ための番号 の利用等に 関する法律 (平成 25 年 法律第 27 号) に基づく個 人番号カー ドの再交付 手数料	略	略	略	略
略	略	略	略	略	(58)の 2 行政 手続におけ る特定の個 人を識別す るための番 号の利用等 に関する法 律に基づく 通知カード の再交付手 数料	1 件につ	500 円	交付の とき	追記欄の 余白がな くなった ときその 他の再交 付がやむ を得ない ものとし て市長が 認める場 合を除 く。
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63 万円</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主 (前条第 2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17 万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17 万円</u> とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61 万円</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主 (前条第 2 項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16 万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16 万円</u> とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>63 万円</u> を超える場合には、<u>63 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>17 万円</u> を超える場合には、<u>17 万円</u>) の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第 1</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>61 万円</u> を超える場合には、<u>61 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>16 万円</u> を超える場合には、<u>16 万円</u>) の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正 案	現 行
<p>項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p>
<p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p>	<p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p>
<p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除</p>	<p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除</p>

改 正 案	現 行
<p>く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u>第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額 (年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額 (所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額</u>」と、「<u>110 万円</u>」とあるのは「<u>125 万円</u>」とする。</p> <p>12～23 略</p>	<p>く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額 (年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額</u></u>」とあるのは、「<u>法第 703 条の 5 に規定する総所得金額 (所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)</u>」<u>とする。</u></p> <p>12～23 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>33,000 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>49,500 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>49,500 円</u></p> <p>(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>59,400 円</u></p> <p>(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>66,000 円</u></p> <p>(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>79,200 円</u></p> <p>(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>85,800 円</u></p> <p>(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>99,000 円</u></p> <p>(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>112,200 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,800 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800 円</u>」とあるのは「<u>33,000 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>19,800 円</u>」とあるのは「<u>46,200 円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。) の区分に応じ<u>それぞれ</u> 当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。) 第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>31,600 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>47,400 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>47,400 円</u></p> <p>(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>56,900 円</u></p> <p>(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>63,300 円</u></p> <p>(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>75,900 円</u></p> <p>(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>82,200 円</u></p> <p>(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>94,900 円</u></p> <p>(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>107,600 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u> _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,000 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u> _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,000 円</u>」とあるのは「<u>31,700 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u> _____ における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>19,000 円</u>」とあるのは「<u>44,400 円</u>」と読み替えるものとする。</p>

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例
 第19号） (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(管理者) 第6条 略</p> <p>2 前項の管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項の管理者とすることができる。</u></p> <p>3 第1項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該管理者が、その管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 当該管理者が、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>	<p>(管理者) 第6条 略</p> <p>2 管理者 _____ は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。</p> <p>3 管理者 _____ は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 管理者 _____ が、その管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者 _____ が、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項の管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の規定による指定を受けた事業所（同日において当該事業所の管理者（第6条第1項の管理者をいう。以下同じ。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項の」とあるのは</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項の管理者とすることができる。</p>

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例
第19号） (2/2)

改 正 案	現 行
<u>「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u>	

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号）（1/2）

改 正 案	現 行
<p>（車線の分離等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>9 略</p>	<p>（車線の分離等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>9 略</p>
<p>（自転車道）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>（自転車道）</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 略</p>
<p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>
<p>（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項</u>において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>令第41条第1項</u>において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4・5 略</p>
<p>（歩行者専用道路）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項</u></p>	<p>（歩行者専用道路）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、<u>令第41条第1項</u></p>

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号） (2/2)

改 正 案	現 行
<p>において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p><u>（歩行者利便増進道路）</u></p> <p><u>第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>	<p>において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市営住宅管理条例（平成17年さくら市条例第160号）

(1/1)

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
さくら市営草川E住宅	さくら市草川	さくら市営草川E住宅	さくら市草川
略	略	さくら市営草川G住宅	さくら市草川
		略	略

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 170 号）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>（費用弁償）</p> <p>第 13 条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、1 回当たり <u>2,000 円の費用の弁償を行う</u>。ただし、一の団員に支給する費用弁償の額は、1 年度当たり <u>3 万円</u>を限度とする。</p> <p>2 _____ 団員が公務のため旅行した場合は、<u>前項に定めるもののほか、さくら市職員の旅費に関する条例（平成 20 年さくら市条例第 12 号）の規定により計算される市の職員の旅費の額に相当する額を支給する。</u></p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第 13 条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、1 回当たり <u>1,500 円の費用弁償を支給する</u>。ただし、一の団員に支給する費用弁償の額は、1 年度当たり <u>1 万円</u>を限度とする。</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、</u> 団員が公務のため旅行した場合は、 _____ さくら市職員の旅費に関する条例（平成 20 年さくら市条例第 12 号）の規定により計算される<u>職員の旅費相当額を費用弁償として支給する。</u></p>